

電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 申請受付要項

電気・ガス価格高騰緊急対策給付金申請受付要項には、申請要件や注意事項等が記載されています。必ず下記を熟読し、全ての内容に同意したうえでご申請ください。

なお、令和5年8月15日の制度改正により拡充した「特別高圧電力の契約をしている事業者」への最大2,400万円の給付金については、11ページ以降の「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 特別高圧電力の契約をしている事業者への支援拡充について」をご覧ください。

1 受付期間

令和5年5月15日（月）から同年12月15日（金）まで

※令和5年11月15日（水）から延長しました。

2 受付方法

「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金」ホームページの申請フォームから入力してください。
（ホームページURL）<https://www.fukuidenkigasutaisaku.jp>

※オンライン申請のみになりますのでご了承ください。（郵送や持参による申請は受け付けておりません。）

※令和5年12月15日（金）16時59分までに申請登録が完了している必要があります。期限内に登録が未完了の場合、登録無効となりますのでご注意ください。

3 問合せ先

ご不明な点は下記へお問合せください。

福井県電気・ガス給付金コールセンター

（電話番号）0776-97-6620

※お問合せの際は、電話番号をご確認のうえ、お掛け間違いのないようお願いいたします。

（受付時間）午前9時00分から午後4時30分まで（土、日および祝日は除きます。）

4 給付金の給付にかかる通知等

・申請書類の審査の結果、電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（以下「給付金」という）を給付する旨を決定したときは、給付金を給付することで通知に代えますので、必ず給付金の振込先に指定した口座の通帳を記帳のうえご確認ください。なお、通帳に記帳される振込依頼人名は下記のとおりです。

振込依頼人名 フクイケンデンキガスキューフキン

- ・給付額は15万円、30万円または60万円の何れかになります。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。
- ・給付金の給付の有無に関するお問合せについては、お答え致しかねますので予めご了承ください。
- ・申請書類の審査の結果、給付金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を送付します。

5 給付金の給付額

令和5年4月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金の合計額が前年同月に比べ

(1) 10万円以上増加している場合

1事業者あたり60万円

(2) 5万円以上10万円未満で増加している場合

1事業者あたり30万円

(3) 1円以上5万円未満で増加している場合

1事業者あたり15万円

※事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできません。

※原則、申請は1回限りとなります。すでに4～9月の何れか1月において給付金を受給している事業者は、別の月を対象とした2回目の申請をすることはできません。ただし、5ページの「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金の追加給付の手続きについて」に該当する事業者は追加給付の対象となりますので必ずご確認ください。

6 申請要件

給付金の申請要件は、次の全ての申請要件を満たす事業者とします。

- ① 給付金申請受付要項の内容の全てについて同意していること。
- ② 法人税または所得税の納税地が福井県内の事業者(中小企業または個人事業主等)であること。
なお、個人事業主については、事業にかかる売上を事業収入または不動産収入として所得税の確定申告をしていること。
- ③ 高圧電力、特別高圧電力の契約をしている、または工業用のガスの契約をしていること。
- ④ 前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上であること。
- ⑤ 令和5年4月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金が前年同月に比べ増加していること。
(使用量(または購入量)の増加による料金の増加額への影響を除くため、令和4年の使用量(または購入量)を令和5年の使用量(または購入量)に置き換えて増加額を算定)
- ⑥ 申請日時時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。
なお、給付金の受給前後を問わず、事業実態の有無を確認するため、現地・立入調査を行う場合があることに留意すること。事業実態を示す書類(事業所の賃貸借契約書等)の提出を求めた場合は、これに必ず応じること。
- ⑦ 営業許可等を必要とする業種の場合、営業に必要な許可等を有していること。
- ⑧ 給付金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。

- ⑨ 給付金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑩ 県内の商工会、商工会議所および商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）と事業者との間において、施策の案内や各種調査、災害時等の連絡等、県の産業労働行政推進のために必要な情報共有体制を構築するため、申請書に記載の事業者名、住所、連絡先等の情報を提供することに同意すること。また、後日、商工会議所等から申請者に対し情報共有体制の構築にかかる依頼があった場合は、協力すること。
- ⑪ 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があることに同意すること。
- ⑫ 「8 不正受給（2）不正受給の例」に記載のような不正の疑いがある場合には、警察当局等に情報提供を行うことに同意すること。

※④における「電気・ガス料金」については、その内訳として、低圧電力の料金や工業用のガス以外のガス料金、県外の事業所の電気・ガス料金などを含めても構いません。

※⑤における「電気・ガス料金」は、県内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約に限りますので、ご注意ください。

※その他詳細な事項については、「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 よくあるご質問」のQ 1. ～Q30. をご確認ください。

7 申請手続き等

（1）申請書類

- ・ 6または7ページの「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金申請書類チェックリスト」に記載されている申請書類をスキャナー等でデータ化していただき、「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金」ホームページの申請フォーム（<https://www.fukuidenkigasutaisaku.jp>）の該当箇所にアップロードしてください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。
- ・ また、書類の不備や確認に時間を要した場合は、給付金の給付までに時間を要することもありますのでご了承ください。

（2）給付金の給付の決定

- ・ 申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは給付金を給付します。
- ・ 給付額は15万円、30万円または60万円の何れかになります。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

8 不正受給

（1）不正受給について

- ・ 給付金の不正受給は犯罪です。不正受給については、警察当局と連携し、厳正に対処します。
- ・ 不正受給と判断された場合、受給済の給付金に加え、返還日までの民法404条に基づく延滞金および給付金と同額を返還請求します。

(2) 不正受給の例

- ① 「6 申請要件」を満たしていないことを認識しているにもかかわらず申請する。
- ② 給付金が振り込まれた事実を把握しているにもかかわらず再度申請する。
※この場合、これまでの申請にかかる受給分についても不正受給と見なします。
- ③ 申請書に記載する数値（費用、電気・ガス料金、使用量、購入量等）を偽って申請する。
- ④ 申請書類（確定申告書、決算書類、電気・ガス料金の請求書等）を偽造して申請する。
- ⑤ 事業継続する予定が無い（廃業を決めている）にもかかわらず申請する。
- ⑥ 事業を実施していないにもかかわらず申請する。
- ⑦ 給付金受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあったにもかかわらず拒否する、または県からの電話連絡に出ない。
- ⑧ 給付金受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあった際に、給付金受給時には同意していた給付金申請受付要項の内容について異議を申し立てる。
- ⑨ 給付金受給後に申請要件を満たしていないことが判明したにもかかわらず、返還に応じない。

9 その他

- ・ 不正受給や、申請内容に不正の疑いがある場合は、警察当局等に情報提供を行います。
- ・ 給付金の申請事務については、福井県電気・ガス給付金申請事務局（県委託業者）が実施します。給付金の内容に関する申請者からの問い合わせの対応、申請者への書類内容の確認や追加提出等の依頼については、原則、県委託業者から行いますのでご了承ください。
- ・ 給付金の給付の決定後に、申請要件に該当しない事実が発覚した場合は、給付金の給付の決定を取り消し、期限を定めて返金を指示します。この場合、申請者は、給付金を返金するとともに、返還日までの民法404条に基づく延滞金を支払うことになります。
- ・ 申請書類の内容確認または不備等に関する書類の再提出にかかる依頼については、土、日および祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までの間に、申請書に記載した連絡先に電話により連絡させていただきます。福井県電気・ガス給付金申請事務局（電話番号 0776-97-9445）から電話がかかってきましたら、必ず電話に出てくださいようお願いします。なお、申請書類を受理してから2週間経過しても、電話による連絡が一切取れない場合には、給付金の申請を取り下げたものと見なし、審査を終了させていただく場合があります。また、上記の依頼に応じていただけない場合についても、給付金の申請を取り下げたものと見なし、審査を終了させていただく場合がありますのでご了承ください。
- ・ 行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは行政書士法で禁止されていますのでご注意ください。

福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金の追加給付の手続きについて

次の事業者は追加給付の対象となりますので、各場合の手続きについて必ずご確認ください。

申請後に、電気・ガス料金の増加額がさらに大きくなる月が発生し、給付金の増額対象となる事業者

〔例〕令和5年4月の電気・ガス料金の増加額が5万円未満で申請した後に、令和5年5月の増加額が5万円以上になった場合等

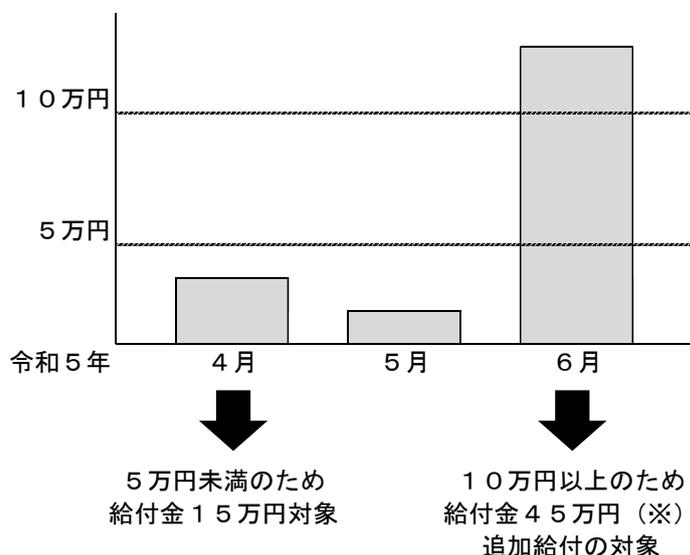
- ・福井県電気・ガス給付金申請事務局（以下「給付金申請事務局」という）にて事業者ごとに個々の状況を確認する必要がありますので、必ず福井県電気・ガス給付金コールセンター（以下「コールセンター」という）（電話番号 0776-97-6620）までご連絡ください。
- ・コールセンターから追加でご提出していただく書類をご案内します。
- ・事業者から必要書類のご提出後に、給付金申請事務局にて再審査のうえ、増額対象となる場合は、申請書類に記載された口座に増額分を追加してお振込みします。
- ・お振込みの準備ができ次第、給付金申請事務局（電話番号 0776-97-9445）からお電話にて、追加の給付額をご連絡します。

※給付金申請事務局では、各事業者の電気・ガス料金の増加額が把握できないため、給付金申請事務局から各事業者に対して増額対象となる旨のご連絡はできませんのでご了承ください。

※追加でご提出していただいた書類が、事業者本人のものであることが特定できない場合は、追加給付の手続きができなくなりますので、ご提出していただいた書類については無効とします。必ずコールセンターからご案内する書類をご提出ください。

【参考】追加給付対象イメージ図

電気・ガス料金の増加額



※60万円 - 既給付額15万円

福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 「創業特例」について

1 概要

令和4年10月1日から令和5年7月31日までに創業した事業者（事業承継により事業を引き継いだ事業者を含む）については、下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの全てを満たしている場合に限り、創業特例として給付金の申請が可能です。

なお、令和5年8月1日以降に創業した事業者については、創業特例の対象となりません。

- Ⅰ 『電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 申請受付要項』の申請要件で定める「前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上であること」および「令和5年4月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金が前年同月に比べ増加していること」以外の申請要件を全て満たしていること。
- Ⅱ 「2 創業特例申請要件」で定める要件を全て満たしていること。
- Ⅲ 「3 提出書類」で定める書類を提出していること。

2 創業特例申請要件

(1) 創業日が令和4年10月1日から令和5年2月28日までの事業者（創業区分：①～⑤）

(a) 【創業日以降、決算期を迎えている場合】

前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上であること。

【創業日以降、決算期を迎えていない場合】

創業日が属する月から「申請日の属する月の前月」までの費用の合計に占める、同期間の電気・ガス料金の割合が3%以上であること。

(b) 「令和5年4月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金」が、「創業日が属する月の翌月から令和5年3月までの電気・ガス料金の合計を、創業日が属する月の翌月から令和5年3月までの月数で除した（割った）額」に比べ増加していること。

(2) 創業日が令和5年3月1日から令和5年7月31日までの事業者（創業区分：⑥～⑩）

(a) 【創業日以降、決算期を迎えている場合】

前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上であること。

【創業日以降、決算期を迎えていない場合】

創業日が属する月から「申請日の属する月の前月」までの費用の合計に占める、同期間の電気・ガス料金の割合が3%以上であること。

(b)「創業日が属する月の翌月から令和5年9月までの何れか1月の電気・ガス料金」が、「創業日が属する月の翌月から令和5年9月までの電気・ガス料金の合計を、創業日が属する月の翌月から9月までの月数で除した(割った)額」に比べ増加していること。

※(1)(a)および(2)(a)における「費用」は「よくあるご質問A8.」を、「電気・ガス料金」は「よくあるご質問A9.」をそれぞれ準用します。

※詳細については下の創業区分早見表を確認してください。

※比較対象イメージ図を参考にしてください。

創業区分早見表(※電気・ガス料金を「料金」と表す。)

創業区分	創業日	計算方法
①	R4.10.1~31	R4.11~R5.3の料金の合計 ÷ 5
②	R4.11.1~30	R4.12~R5.3の料金の合計 ÷ 4
③	R4.12.1~31	R5.1~R5.3の料金の合計 ÷ 3
④	R5.1.1~31	R5.2~R5.3の料金の合計 ÷ 2
⑤	R5.2.1~28	R5.3の料金の合計 ÷ 1

創業区分	創業日	計算方法
⑥	R5.3.1~31	R5.4~R5.9の料金の合計 ÷ 6
⑦	R5.4.1~30	R5.5~R5.9の料金の合計 ÷ 5
⑧	R5.5.1~31	R5.6~R5.9の料金の合計 ÷ 4
⑨	R5.6.1~30	R5.7~R5.9の料金の合計 ÷ 3
⑩	R5.7.1~31	R5.8~R5.9の料金の合計 ÷ 2

3 提出書類

- ・創業特例により給付金を申請する場合には、次ページ以降の、創業特例用の「申請書類チェックリスト」に記載の書類を必ず提出してください。
- ・なお、チェックリストに記載の書類の提出が無い場合は、創業特例は適用されません。

福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 申請書類チェックリスト 法人用

チェック欄	書 類 名
<input type="checkbox"/>	1 様式 1 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 誓約書
<input type="checkbox"/>	2 様式 3-1 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 創業特例申請書
<input type="checkbox"/>	3 添付書類 (1) 【創業日以降、決算期を迎えている場合】 前決算期の損益計算書の写し 【創業日以降、決算期を迎えていない場合】 創業日が属する月から申請日の属する月の前月までの費用の合計額が分かる書類の写し ※売上原価、販売費および一般管理費の金額が分かる箇所に必ず○を付けてください。
<input type="checkbox"/>	(2) 【創業日以降、決算期を迎えている場合】 前決算期における電気・ガス料金の合計額が分かる書類の写し 【創業日以降、決算期を迎えていない場合】 創業日が属する月から申請日の属する月の前月までの電気・ガス料金の合計額が分かる書類の写し ※電気・ガス料金が分かる箇所に必ず○を付けてください。
<input type="checkbox"/>	(3) 『福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 創業特例について「2 創業特例申請要件（1）（b）」または（2）（b）」で定める各電気・ガス料金が分かる請求書の写し ※該当する各月の契約種別（電気の場合のみ）、請求月、請求金額、使用量（または購入量）が分かる箇所に必ず○を付けてください。 ※県内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約に限ります。
<input type="checkbox"/>	(4) 工業用のガス販売事業者が発行する証明書（様式 2） ※電気料金のみで申請する場合は提出する必要がありません。 ※工業用のガスの契約の定義は、「よくあるご質問 A 7.」をご確認ください。
<input type="checkbox"/>	(5) 税務署に提出した「法人設立届出書」の写し ※「設立年月日」欄に設立年月日の記載があるものに限りです。
<input type="checkbox"/>	(6) 振込先の銀行名、支店名、口座およびカタカナの口座名義が印字された通帳等の「表紙裏見開きページ」の写し ※振込先の口座は申請した法人の口座に限ります。 ※インターネット銀行や当座預金等で通帳が無い場合も、振込先の銀行名、支店名、口座およびカタカナの口座名義が分かる書類を提出してください。（パソコン画面の印刷や A T M画面の写真、小切手帳の表紙と小切手原紙の写真等があります。）

福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 申請書類チェックリスト 個人事業主用

チェック欄	書 類 名
<input type="checkbox"/>	1 様式 1 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金誓約書
<input type="checkbox"/>	2 様式 3-1 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 創業特例申請書
<input type="checkbox"/>	3 添付書類 (1) 【創業日以降、決算月を迎えている場合】 令和 4 年分所得税青色申告決算書（または令和 4 年分収支内訳書）の写し 【創業日以降、決算月を迎えていない場合】 創業日が属する月から申請日の属する月の前月までの費用の合計額が分かる書類の写し ※売上原価、販売費および一般管理費の金額が分かる箇所に必ず○を付けてください。
<input type="checkbox"/>	(2) 【創業日以降、決算月を迎えている場合】 前決算における電気・ガス料金の合計額が分かる書類の写し 【創業日以降、決算月を迎えていない場合】 創業日が属する月から申請日の属する月の前月までの電気・ガス料金の合計額が 分かる書類の写し ※電気・ガス料金が分かる箇所に必ず○を付けてください。
<input type="checkbox"/>	(3) 『福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 創業特例について「2 創業特例申請要件（1）（b）または（2）（b）」』で定める各電気・ガス料金が分かる請求書の写し ※ <u>該当する各月の契約種別（電気の場合のみ）、請求月、請求金額、使用量（または購入量）</u> が分かる箇所に必ず○を付けてください。 ※県内の事業所における高压電力、特別高压電力、工業用のガスの契約に限ります。
<input type="checkbox"/>	(4) 工業用のガス販売事業者が発行する証明書（様式 2） ※ <u>電気料金のみで申請する場合は提出する必要がありません。</u> ※工業用のガスの契約の定義は、「よくあるご質問 A 7.」をご確認ください。
<input type="checkbox"/>	(5) 税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」のうち開業にかかる分の届出の写し ※ <u>「開業・廃業等日」欄に開業年月日の記載があるものに限り</u> ます。
<input type="checkbox"/>	(6) 本人確認書類の写し（下記の何れか 1 つを提出してください。） ・運転免許証の写し（表面のみ） ※免許の取得・更新後に住所、氏名を変更している場合は、裏面も提出してください。 ・個人番号カードの写し（表面のみ） ※ <u>個人番号の部分は必ず見えないように</u> して提出してください。 ・健康保険証の写し（表面のみ） ・発行から原則 3 か月以内の住民票の写し ・在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書の写し

（次のページに続きます。）

チェック欄	書類名
□	<p>(7) 振込先の銀行名、支店名、口座およびカタカナの口座名義が印字された通帳等の「表紙裏見開きページ」の写し</p> <p>※振込先の口座は申請者本人の口座に限ります。</p> <p>※インターネット銀行や当座預金等で通帳が無い場合も、振込先の銀行名、支店名、口座およびカタカナの口座名義が分かる書類を提出してください。(パソコン画面の印刷やATM画面の写真、小切手帳の表紙と小切手原紙の写真等があります。)</p>

【参考】比較対象イメージ図

(1) 創業日が令和4年10月1日から令和5年2月28日までの事業者（創業区分：①～⑤）

年	令和5年												令和6年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
月	何れか1か月の電気・ガス料金および使用量（または購入量）						創業日の翌月～令和5年3月までの電気・ガス料金および使用量（または購入量）の月平均								

この2つを比較します。

(2) 創業日が令和5年3月1日から令和5年7月31日までの事業者（創業区分：⑥～⑩）

年	令和5年												令和6年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
月	創業日の翌月～9月までの何れか1か月の電気・ガス料金および使用量（または購入量）						創業日の翌月～9月までの電気・ガス料金および使用量（または購入量）の月平均								

この2つを比較します。

福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 「特別高圧電力の契約をしている事業者への支援拡充」について

1 概要

令和5年8月15日の制度改正により「特別高圧電力の契約をしている事業者」への支援を拡充し、申請要件を全て満たす場合には、令和5年5月15日から申請を受付けている最大60万円の給付金とは別に最大2,400万円の給付金（以下「給付金」という）を受給することが可能となりました。

令和5年5月15日から申請を受付けている最大60万円の給付金とは、申請要件や受付方法等が異なりますので、必ず下記を熟読し、全ての内容に同意したうえでご申請ください。

2 受付期間

令和5年8月15日（火）から同年 **12月15日（金）** まで

※令和5年11月15日（水）から延長しました。

3 受付方法

申請書類の電子データを下記の電子メールアドレスに送信してください。

福井県電気・ガス給付金申請事務局

（電子メールアドレス）denki-gasu@bsec.jp

※電子メールによる申請のみになりますのでご了承ください。（ホームページの申請フォームや郵送、持参による申請は受け付けておりません。）

※令和5年 **12月15日（金）** 16時59分までに電子メールが届いている必要があります。期限内に電子メールが届いていない場合は、申請が無効となりますのでご注意ください。

4 問合せ先

ご不明な点は下記へお問合せください。

福井県電気・ガス給付金コールセンター

（電話番号）0776-97-6620

※お問合せの際は、電話番号をご確認のうえ、お掛け間違いのないようお願いします。

（受付時間）午前9時00分から午後4時30分まで（土、日および祝日は除きます。）

5 給付金の給付にかかる通知等

- ・申請書類の審査の結果、給付金を給付する旨を決定したときは、給付金を給付することで通知に代えますので、必ず給付金の振込先に指定した口座の通帳を記帳のうえご確認ください。なお、通帳に記帳される振込依頼人名は下記のとおりです。

振込依頼人名 フクイケンデンキガスキュウフキン

- ・給付額は最大で2,400万円になります。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合

は給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

- ・給付金の給付の有無に関するお問合せについては、お答え致しかねますので予めご了承ください。
- ・申請書類の審査の結果、給付金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を送付します。

6 給付金の給付額

令和5年4月から9月までの何れか1月のうち最大電力使用量 × 3.5円/kWh × 6か月

※1事業者の上限額は、1か月あたり400万円（6か月で最大2,400万円）です。

※事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできません。

※原則、申請は1回限りとなります。すでに4～9月の何れか1月において給付金を受給している事業者は、別の月を対象とした2回目の申請をすることはできません。ただし、次の場合に該当する事業者は追加給付の対象となります。追加給付の手続きについては、5ページの「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金の追加給付の手続きについて」と同様になりますので、必ずご確認ください。

申請後に、最大電力使用量を更新する月が発生し、給付金の増額対象となる事業者
例) 令和5年6月が最大電力使用量であり、「350万円×6か月」で申請した後に、
令和5年8月に最大電力使用量を更新し、「400万円×6か月」になった場合 等

7 申請要件

給付金の申請要件は、次の全ての申請要件を満たす事業者とします。

- ① 給付金申請受付要項の内容の全てについて同意していること。
- ② 福井県内に特別高圧電力の契約をしている事業所（国および公的機関の施設を除く。）を有する事業者（企業または個人事業主等。ただし、発電事業者を除く。）であること。
- ③ 申請日時時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。
なお、給付金の受給前後を問わず、事業実態の有無を確認するため、現地・立入調査を行う場合があることに留意すること。事業実態を示す書類（事業所の賃貸借契約書等）の提出を求めた場合は、これに必ず応じること。
- ④ 営業許可等を必要とする業種の場合、営業に必要な許可等を有していること。
- ⑤ 給付金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑥ 給付金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑦ 県内の商工会、商工会議所および商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）と事業者との間において、施策の案内や各種調査、災害時等の連絡等、県の産業労働行政推進のために必要な情報共有体制を構築するため、申請書に記載の事業者名、住所、連絡先等の情報を提供することに同意すること。また、後日、商工会議所等から申請者に対し情報共有体制の構築にかかる依頼があった場合は、協力すること。

- ⑧ 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があることに同意すること。
- ⑨ 「8 不正受給(2) 不正受給の例」に記載のような不正の疑いがある場合には、警察当局等に情報提供を行うことに同意すること。

※その他詳細な事項については、「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 よくあるご質問」のQ31. 以降をご確認ください。

8 申請手続き等

(1) 申請書類

- ・次ページ以降の「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金申請書類チェックリスト」に記載されている申請書類をスキャナー等でデータ化していただき、福井県電気・ガス給付金申請事務局の電子メールアドレス(denki-gasu@bsec.jp)あてに電子データを送信してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。
- ・また、書類の不備や確認に時間を要した場合は、給付金の給付までに時間を要することもありますのでご了承ください。

(2) 給付金の給付の決定

- ・申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは給付金を給付します。
- ・給付額は最大で2,400万円になります。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

9 その他

不正受給等については、令和5年5月15日から申請を受け付けている最大60万円の給付金と同様の内容となりますので、3～4ページをご確認ください。

福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金
申請書類チェックリスト **法人用**

チェック欄	書類名
<input type="checkbox"/>	1 様式 1 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 誓約書
<input type="checkbox"/>	2 様式 4 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 申請書
	<p>3 添付書類</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 令和5年4月から9月までの何れか1月の特別高圧電力料金の請求書の写し、または小売電気事業者が発行する証明書（様式5） ※請求書の写しを提出する場合は、契約種別、請求月、使用量が分かる箇所に必ず○を付けてください。 ※県内の事業所における特別高圧電力の契約に限ります。</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 直近の事業年度分の法人税確定申告書別表1の写し ※納税地は福井県内外を問いません。</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 振込先の銀行名、支店名、口座およびカタカナの口座名義が印字された通帳等の「<u>表紙裏見開きページ</u>」の写し ※振込先の口座は申請した法人の口座に限ります。 ※インターネット銀行や当座預金等で通帳が無い場合も、振込先の銀行名、支店名、口座およびカタカナの口座名義が分かる書類を提出してください。（パソコン画面の印刷やATM画面の写真、小切手帳の表紙と小切手原紙の写真等があります。）</p>

福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金
申請書類チェックリスト **個人事業主用**

チェック欄	書類名
<input type="checkbox"/>	1 様式 1 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 誓約書
<input type="checkbox"/>	2 様式 4 福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 申請書
	<p>3 添付書類</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 令和5年4月から9月までの何れか1月の特別高圧電力料金の請求書の写し、または小売電気事業者が発行する証明書（様式5） ※請求書の写しを提出する場合は、契約種別、請求月、使用量が分かる箇所に必ず○を付けてください。 ※県内の事業所における特別高圧電力の契約に限ります。</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 令和4年分所得税確定申告書第1表の写し ※納税地は福井県内外を問いません。 ※<u>事業収入または不動産収入で確定申告しているもの</u>に限ります。 ※所得税の確定申告をする必要のない申請者については、直近の市民税（町民税）・県民税申告書の写しを提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 本人確認書類の写し（下記の何れか1つを提出してください。） ・運転免許証の写し（表面のみ） ※免許の取得・更新後に住所、氏名を変更している場合は、裏面も提出してください。 ・個人番号カードの写し（表面のみ） ※<u>個人番号の部分</u>は必ず見えないようにして提出してください。 ・健康保険証の写し（表面のみ） ・発行から原則3か月以内の住民票の写し ・在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 振込先の銀行名、支店名、口座およびカタカナの口座名義が印字された通帳等の「<u>表紙裏見開きページ</u>」の写し ※振込先の口座は<u>申請者本人の口座</u>に限ります。 ※インターネット銀行や当座預金等で通帳が無い場合も、振込先の銀行名、支店名、口座およびカタカナの口座名義が分かる書類を提出してください。（パソコン画面の印刷やATM画面の写真、小切手帳の表紙と小切手原紙の写真等があります。）</p>